

1-13. 知的財産権条項の検討

対応モデル：GPT-5.1 / Claude Sonnet 4.5 / Gemini 2.5 Flash

難易度・リスク：★★★★（高度・必ず人手レビュー必須）

推定時間短縮：45 分～120 分

🎯 1. 目的

契約書における知的財産権条項（特許権・著作権・商標権・ノウハウ等）について、権利帰属と使用許諾の範囲を明確化し、紛争リスクを最小化します。業務委託契約・共同開発契約・ライセンス契約等で頻出する知財条項の法的リスクを分析し、具体的な修正提案を提示します。

図 1: 知的財産権の分類と特徴



📄 2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス内のテキストをコピーして、AI に入力してください。

プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは知的財産権法および契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法（特許法・著作権法・商標法・不正競争防止法・民法等）に基づき、実務で即利用可能な知的財産権条項の分析と修正提案を行ってください。

【入力情報】

- 契約書の種類：[業務委託契約 / 共同開発契約 / ライセンス契約 / その他]
- 当事者の立場：[自社が委託者/発注者/ライセンサー / 自社が受託者/受注者/ライセンシー]
- 対象となる知的財産権：[特許権 / 著作権 / 商標権 / ノウハウ / 営業秘密 / その他]
- 現行の知財条項：[契約書の知財関連条項を貼り付け]
- 特に懸念している事項：[ある場合は記載、なければ「なし」]

※機密情報・個人情報は匿名化して入力してください

【処理手順】

- 1) 契約の性質と当事者の立場から、知財権の帰属パターンを判断
- 2) 現行条項を以下の観点から分析：
 - ・ 権利の範囲（特許権・著作権・商標権等の個別明示の有無）
 - ・ 既存知財と新規開発の区別
 - ・ 著作権法 27 条・28 条の権利の明示
 - ・ 改良発明・派生著作物の取扱い
 - ・ 使用許諾の範囲（目的・期間・地域）
 - ・ 職務発明規程・著作権法 15 条（職務著作）との整合性
- 3) 紛争リスク・法的不備を特定し、リスク評価（高・中・低）を付与
- 4) 各問題点について、具体的な修正案（変更前→変更後）を作成
- 5) 特に重要な条項については、複数パターンの修正案を提示

【出力形式】

- 分析サマリー：全体的な評価と主要なリスク（3-5 行）
- 問題点の詳細分析：各問題点を以下の形式で整理

【問題点】権利範囲の不明確性

リスク評価：★★★

法的根拠：著作権法〇条等

現行文：[元の条項文]

修正案：[修正後の条項文]

修正理由：[...]

- 優先対応事項：修正の優先度が高い条項を列挙
- 総合判断：契約締結の可否・交渉戦略（3-5 行）

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 「すべての知的財産権」という包括的表現の適切性
- 既存知財（バックグラウンド IP）と新規開発（フォアグラウンド IP）の区別
- 著作権法 27 条（翻案権）・28 条（二次的著作物の利用権）の明示
- 改良発明・派生著作物の権利帰属（グラントバック条項の要否）
- 職務発明規程（特許法 35 条）・職務著作（著作権法 15 条）との整合性
- 特許出願・著作権登録の費用負担と手続き
- 第三者の知財権侵害時の責任分担
- 共有知財権の実施・ライセンス・譲渡の条件（特許法 73 条、著作権法 65 条）

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 実名・機微情報は含めていないか確認した
- ☐ 各問題点に法的根拠（特許法〇条、著作権法〇条等）が明示されているか
- ☐ リスク評価（高・中・低）が各問題点に付与されているか
- ☐ 修正案は具体的な条項文として記載されているか
- ☐ 既存知財と新規開発の区別が明確になっているか

⚠ 注意事項

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- 知的財産権の専門家（弁護士・弁理士）への相談を強く推奨します

💡 3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

📄 入力例（コピーして使用）

契約書の種類：業務委託契約（システム開発）

当事者の立場：自社が委託者（発注者）

対象となる知的財産権：著作権（ソフトウェア）、ノウハウ

現行の知財条項：

第 5 条（知的財産権）

本業務により生じた成果物に関する一切の知的財産権は、委託者に帰属する。

特に懸念している事項：「一切の知的財産権」が過度に広範で、受託者の既存ツールまで委託者に帰属すると解釈されないか心配。また、著作権法 27 条・28 条の権利が明示されていない。

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

🔗 4. 出力例（期待される結果）

以下は AI による実際の生成結果です。

📄 出力例（AI による実際の生成結果）

【分析サマリー】

本条項は委託者に有利な内容ですが、「一切の知的財産権」という包括的な表現により、受託者の既存知財（バックグラウンド IP）まで委託者に帰属すると解釈される重大なリスクがあります。また、著作権法 27 条（翻案権）・28 条（二次的著作物の利用権）の明示がなく、紛争の原因となります。早急な修正が必要です。

【問題点の詳細分析】

【問題点 1】既存知財と新規開発の未区別

リスク評価：★★★（高）

法的根拠：著作権法 17 条（著作権の発生）

現行文：

「本業務により生じた成果物に関する一切の知的財産権は、委託者に帰属する。」

修正案：

「本業務により新たに開発された成果物（以下「新規成果物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。ただし、受託者が本契約締結前から保有していた知的財産権及び受託者が汎用的に使用しているツール・ライブラリ・フレームワーク（以下「既存知的財産権」という。）については、受託者に留保され、委託者は、新規成果物の使用に必要な範囲で、既存知的財産権を無償で利用できる非独占的な権利を有する。」

修正理由： 既存知財と新規開発を明確に区別し、受託者の事業継続性を確保。また、著作権法 27 条・28 条の権利を明示することで、二次的著作物の作成・利用に関する紛争を予防。

【問題点 2】著作権法 27 条・28 条の権利の未明示

リスク評価：★★☆（中）

法的根拠： 著作権法 27 条（翻案権等）、28 条（二次的著作物の利用権）、61 条 2 項

問題点： 著作権の「譲渡」だけでは、著作権法 27 条・28 条の権利は自動的に移転しません（著作権法 61 条 2 項）。明示的に記載しない限り、委託者は成果物を改変・翻案する権利を持たず、実務上大きな制約となります。

修正案： 上記の修正案に既に含まれています（「著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。」）

修正理由： 委託者が成果物を自由に改変・カスタマイズできるようにするため、27 条・28 条の権利の明示は必須です。

【優先対応事項】

1. 既存知財と新規開発の区別（最優先）
2. 著作権法 27 条・28 条の権利の明示

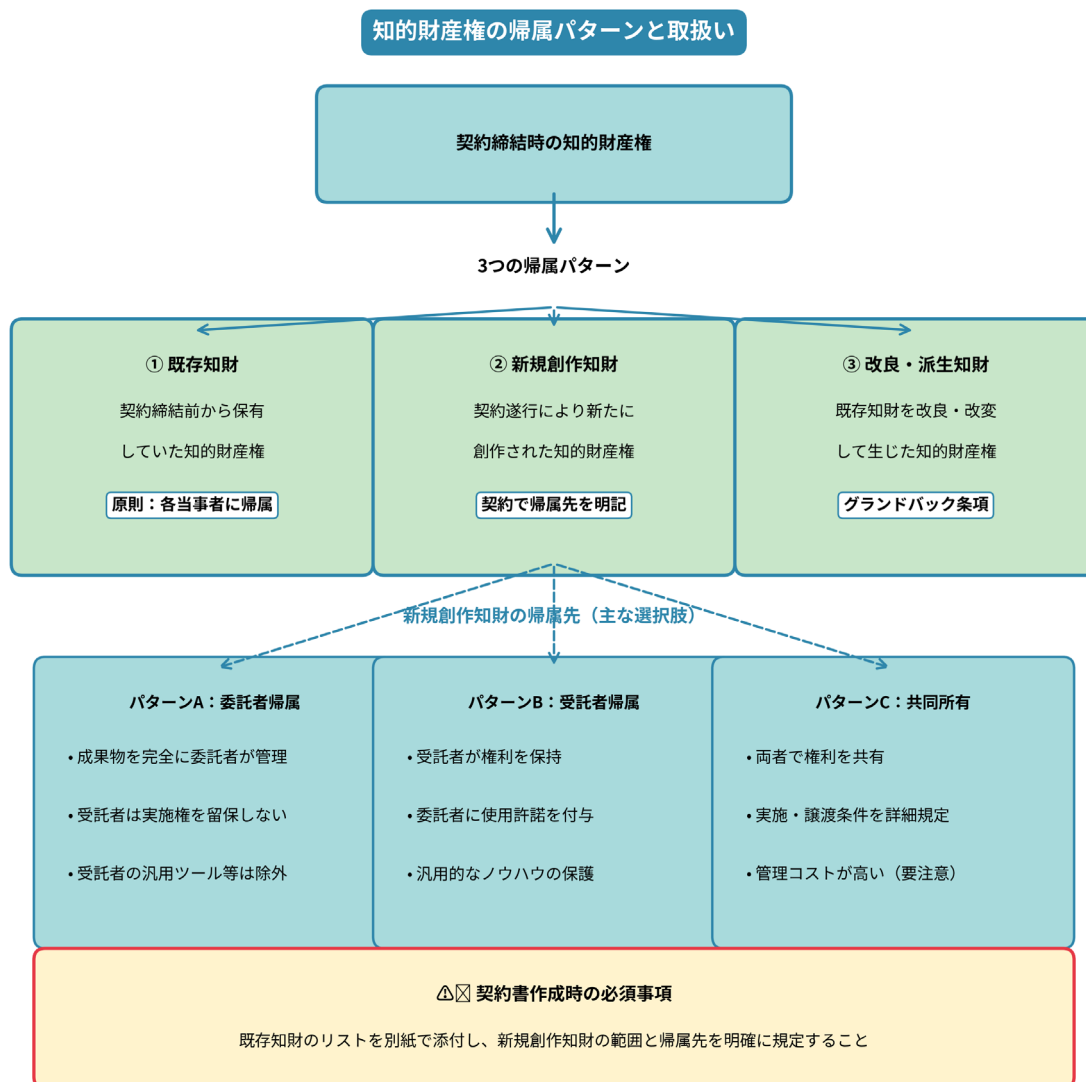
【総合判断】

本条項は現状のままでは締結を推奨できません。特に、既存知財の扱いが不明確なため、受託者が既存ツールを使用できなくなり、開発コストが大幅に増大するリスクがあります。上記の修正案により、双方の権利を明確化し、紛争リスクを最小化することを強く推奨します。修正後は、弁護士・弁理士による最終チェックを経てから締結してください。

※実際の AI 出力では、より詳細な分析と追加の問題点が提示されます

🔑 5. カスタマイズのポイント

図 2: 知的財産権の帰属パターンと取扱い



自社向けに調整する場合

- ・ 知財権の範囲を具体化：「すべての知的財産権」ではなく、特許権・著作権・商標権等を個別に列挙
- ・ 既存知財の明確化：委託者・受託者が既に保有する知財リストを別紙で添付
- ・ 改良発明の取扱い：グランドバック条項（ライセンスバック）の要否を検討
- ・ 職務発明規程との整合性：社内の職務発明規程と契約条項の一貫性を確保

業種別の注意点

業種	特記事項
製造業	特許権・実用新案権の取扱い、職務発明規程との整合性を確認
IT・ソフトウェア	オープンソースライセンスの適合性、ソースコード開示の要否を明記
デザイン・広告	著作権・意匠権の明確化、二次利用・改変の許諾範囲を詳細に規定
研究開発	共同研究の成果物の権利帰属、特許出願の費用負担・手続きを明記

？ 6. よくある質問

Q1: 「すべての知的財産権を委託者に帰属させる」という条項は有効ですか？

A: 有効ですが、過度に広範で紛争の原因となります。特に、受託者が本契約前から保有していた知財（既存知財）や、汎用的なツール・ライブラリまで委託者に帰属すると解釈されると、受託者の事業に重大な支障が生じます。「本契約の遂行により新たに創作された知的財産権」と明記し、既存知財は除外することが重要です。また、著作権法 27 条・28 条の権利（翻案権・二次的著作物の利用権）も明示的に記載してください。

Q2: 共同開発契約における知財の「共有」はどう扱うべきですか？

図 3: 単独所有と共有所有の比較

単独所有と共有所有の比較

知的財産権の所有形態による権利行使の違い

	単独所有	共有所有（特許法73条等）
自己実施	自由に実施可能 他者の同意不要	各共有者が自由に実施可能 （特許法73条2項） 他の共有者の同意不要
第三者への ライセンス	自由にライセンス可能 他者の同意不要	他の共有者全員の同意が必要 （特許法73条3項） △☒ 全員の合意がないと不可
譲渡・移転	自由に譲渡可能 他者の同意不要	他の共有者全員の同意が必要 （民法251条・252条の特則） △☒ 全員の合意がないと不可
放棄	自由に放棄可能 他者の同意不要	他の共有者全員の同意が必要 △☒ 一方的な放棄は制限される
△☒ 共有のリスク 共有は実施・ライセンス・譲渡に全員の同意が必要となり、管理コストが高い。単独帰属+使用許諾の方が実務的。		

A: 共有は慎重に検討すべきです。特許法 73 条により、共有特許権の実施は各共有者が自由に行えますが、譲渡・ライセンスには全員の同意が必要です（民法 251 条・252 条の特則）。著作権も同様に、共有著作権の行使には全員の合意が必要です（著作権法 65 条）。実務上は、「主導的に開発した側に帰属させ、他方に使用許諾を付与する」方が管理しやすいケースが多いです。共有とする場合は、実施・ライセンス・譲渡の条件を詳細に規定してください。

Q3: 「不爭義務」（権利の有効性を争わない条項）は有効ですか？

A: ライセンス契約における不爭義務条項の有効性は、判例上、状況により異なります。特許権のライセンス契約において、ライセンシーが特許無効審判を請求することを全面的に禁止する条項は、公益性の観点から無効とされる可能性があります（東京地裁平成 12 年 4 月 27 日判決等）。ただし、「特許無効の抗弁を主張しない」という程度の制限は有効とされることが多いです。不爭義務を設ける場合は、独占禁止法の観点からも問題がないか、弁護士に相談することを強く推奨します。

7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 1-02. 業務委託契約書作成支援 - 業務委託契約における知財条項の基本設計
- 1-04. ライセンス契約書作成補助 - 知財ライセンス契約の詳細条項設計
- 1-06. 契約書リスク分析（基本版） - 知財条項を含む契約書全体のリスク評価
- 6-01. 職務発明規程の作成 - 社内の発明者との権利関係を整理
- 6-03. 著作権帰属の整理 - 制作物の著作権を詳細に分析

図 4: 知的財産権条項のレビューチェックリスト

知的財産権条項のレビューチェックリスト
1. 権利の帰属 ☐ 発明・著作物・ノウハウの各権利帰属を個別に確認 ☐ 共有持分の割合と行使条件を明記 ☐ 改良・派生発明の取扱いを規定
2. ライセンス条件 ☐ 独占/非独占、再許諾権の有無を確認 ☐ 実施料・ロイヤリティの算定方法を明確化 ☐ 地域・期間・分野の制限を確認 ☐ 技術サポート・保証の範囲を規定
3. その他の重要事項 ☐ 不爭義務条項（権利の有効性を争わない）の定型性を検証 ☐ 第三者の知的財産権侵害の責任分担を明記 ☐ 秘密/発明義務との関係を整理
⚠️ レビューのポイント ・各項目について、契約書上の記載と実態が一致しているか確認 ・不明確な点は相手方に確認し、必要に応じて修正を求める ・特に不爭義務条項は、独占禁止法上の問題がないか慎重に検討

⚠️ 8. 重要な注意事項

⚠️ 必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 最終的な法的判断は、必ず人（法務担当者・弁護士）が行ってください

【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 実名、具体的な金額、固有名詞は伏せ字または架空の例に置き換えてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【知的財産権の専門性】

- 知的財産権は高度に専門的な法分野です
- 特に重要な契約では、弁護士・弁理士への相談を強く推奨します
- 特許出願・商標登録等の手続きは、必ず弁理士に依頼してください

【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。最終的な法的判断・意思決定は、必ず人（適切な権限を持つ者）が行います。